

税理士と関与先のための総合誌

監修

税理

2

February
2012
Vol.55 No.2

特集

法人税改正を踏まえた 今期の決算対策と 来期の戦略

フロントページ 民主党税制調査会会長 藤井裕久

所得税実務 … 士業における交際費支出と必要経費算入のポイント

法人税実務 … 役員退職金の未払・分割払・現物支給等と税務留意点

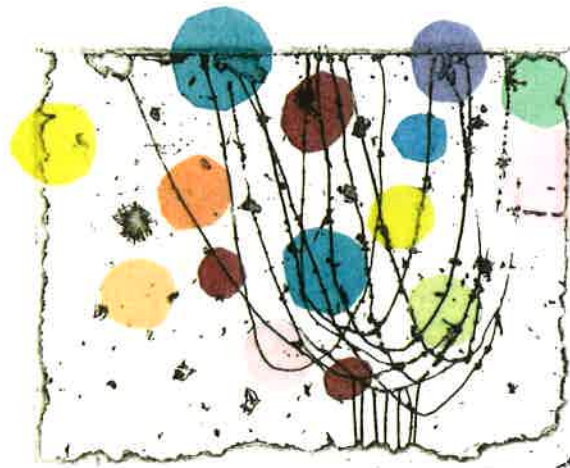
経営と税務 … 倒産防止共済の節税効果と資金繰り対策への活用

別冊付録

平成23年分 所得税等の申告実務 / 平成24年度改正 図解要点チェック



ぎょうせい



法人税改正を踏まえた 今期の決算対策と来期の戦略

法人税率引下げと 復興特別税の影響

税理士
平井 満広

ポイント

- ① 平成23年度改正により法人税率が30%から25.5%へ引き下げられ、法人実効税率は40.69%から35.64%へ引き下げられる。
- ② 同じく平成23年度改正により中小法人の軽減税率も18%から15%へ引き下げられる。
- ③ 復興特別法人税の創設により法人税率が10%加算される。その間の法人実効税率は38.01%となる。
- ④ 税率が引下げ傾向にあるときは、課税の繰延べによって税負担を軽減できる。
- ⑤ 高所得の個人事業主は法人成り等によって税負担を軽減できる。

はじめに

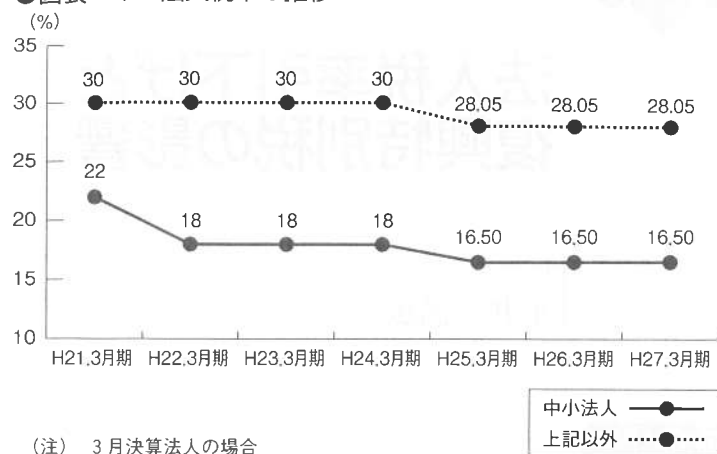
財務省の資料*1によれば、主要先進国の法人実効税率はアメリカ40.75%、フランス33.33%、ドイツ29.38%、イギリス26.00%、中国25.00%、韓国24.20%、シンガポール17.00%とされている。それに対し日本の法人実効税率は2011年7月現在で40.69%であり、先進国の中でアメリカと並んで最も高い水準にある。こうした高い税率が日本企業の競争力強化や外資系企業の立地促進の弊害となり、長いデフレを助長する原因の一つだと考えられている*2。

こうした問題を解決するために、平成23年度改正により、国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられることとなった。当初の3年間は復興特別法人税による10%の上乗せがあるため減税幅は少なくなるが、税率の引下げにより、日本企業の国際競争力の向上や国内の立地環境の改善が図られるとともに、日本企業が国内投資拡大や雇用創出に積極的に取り組むことで、デフレの早期脱却が期待されている。あわせて、厳しい経済状況に置かれている中小企業を支えるため軽減税

*1 財務省「法人所得課税の実効税率の国際比較」(2011年7月現在)

*2 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)

●図表-1 法人税率の推移



(注) 3月決算法人の場合

率の引下げも実施される(税率の推移は図表-1参照)。

そこで本稿では、改めて制度の概要を整理するとともに、法人税率引下げのメリットを企業経営にどのように活かしていくのか検討する。

I 概要と法人税率の推移

1 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制改正によって、普通法人の各事業年度の所得金額に対する法人税率を30%から25.5%へ引き下げる。法人税率を4.5%引き下げるとともに法人住民税率を維持することにより、法人実効税率は東京都の場合で国税と地方税とで合わせて5.05%下がり、現行の40.69%から35.64%となる(図表-2)。

さらに中小法人*3の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の部分については、法人税率を22%から19%へ引き下げたうえで、現行の軽減税率を18%から15%へ引き下げる*4。税率の引下げは平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用される*5。

*3 資本金等の額が1億円以下のもの等。ただし、資本金の額等が5億円以上の法人等による完全支配関係がある法人を除く。

*4 法66(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、措法42の3の2

*5 軽減税率については平成24年4月1日から平成27年3月31日に開始する事業年度まで

●図表-2 法人実効税率(東京都)

	従前	H23年改正	復興特別税
法人税	0.9297(注)×30%= 27.89%	0.9297×25.5%= 23.71%	0.9297×28.05%= 26.08%
事業税	0.9297×7.56%= 7.02%	0.9297×7.56%= 7.02%	0.9297×7.56%= 7.02%
住民税	27.89%×20.7%= 5.78%	23.71%×20.7%= 4.91%	23.71%×20.7%= 4.91%
計	40.69%	35.64%	38.01%

(注) 1 / (1 + 7.56%) = 0.9297

2 復興特別法人税の創設

平成23年11月30日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」が参院で可決・成立した。これにより平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度において「復興特別法人税」として法人税額に10%が加算*6される。

*6 例25.5%×110% = 28.05%

なお、復興特別法人税は国税のみとされている。法人住民税の課税標準である法人税はあくまで25.5%で計算するため法人実効税率は38.01%となる。

II 課税の繰延べによるメリットの活用方法

法人税率の引下げには単純な税負担の軽減だけでなく「課税の繰延べによるメリット」と「個人所得課税との比較によるメリット」といった活用方法が考えられる。まずここでは、「課税の繰延べによるメリットの活用方法」について解説していく。

平成23年度改正及び復興特別法人税の創設による法人実効税率の推移は図表-3のとおりである。税率が引下げ方向にある局面では、課税の繰延べを活用することで税率の差異によるメリットを享受することができる。

なお、課税の繰延べには以下のようなものが考えられる。

1 逓増定期保険の活用

法人が、逓増定期保険に加入してその保険料を支払った場合*7にお

*7 役員に対する給与となる場合等を除く。

●図表-3 法人実効税率引下げ・復興特別法人税創設による適用税率

	H24.3月期	H25.3月期	H26.3月期	H27.3月期	H28.3月期
実効税率	40.69%	38.01%	38.01%	38.01%	35.64%

●図表-4 逓増定期保険の保険料の取扱い

保険期間開始の時からその保険期間の6/10に相当する期間を経過するまでの期間	各事業年度の支払保険料の額	逓増定期保険の区分に応じ1/2、2/3、3/4……資産計上
保険期間の6/10に相当する期間を経過した後の期間	各事業年度の支払保険料の額	逓増定期保険の区分に応じ1/2、1/3、1/4……損金算入
	資産計上の累積額	損金算入
		その後の期間の経過に応じ取り崩して損金算入

●図表-5 遡増定期保険の活用
低解約返戻金型遡増定期保険（B型）払込期間20年：A生命プラン参照

年度	① 保険料	② 損金算入	③ 資産計上 ①-②	④ 実効税率	⑤ 税軽減額 ②×④
H24.3月期	6,209,850	3,104,925	3,104,925	40.69%	1,263,394
H25.3月期	6,209,850	3,104,925	3,104,925	38.01%	1,180,182
H26.3月期	6,209,850	3,104,925	3,104,925	38.01%	1,180,182
H27.3月期	6,209,850	3,104,925	3,104,925	38.01%	1,180,182
H28.3月期	6,209,850	3,104,925	3,104,925	35.64%	1,106,595
累計	31,049,250	15,524,625	15,524,625		5,910,535

< 5年後の解約返戻金を29,500,000円とした場合 >

- ①税軽減額累計 5,910,535円
- ②解約返戻金にかかる税額 (29,500,000円-15,524,625円)×35.64%=4,980,823円
- ③差引税軽減額 ①-②=929,712円

けるその保険料の額の税務上の取扱いは、図表-4のとおりである。
例えば、実際のA生命の「低解約返戻金型遡増定期保険」のプランに沿って、税負担の軽減額を試算すると図表-5のようになる。この場合、平成24年3月期に保険に加入し、平成28年3月期に保険を解約すると、税負担軽減額は92万9,712円となる*8。

*8 法基通9-3-5（定期保険に係る保険料）、昭62.6.16直法2-2、平20.2.28課法2-3

● 含み損の実現等

会社が保有する資産につき発生している含み損を実現し損金を前倒しで計上することで、課税の繰延べ効果を得ることができる。具体的には以下の項目が考えられる。

■ 不良在庫の処分

法人の有する棚卸資産について、次に掲げる事実が生じたことにより、時価が帳簿価額より低下し、損金経理により帳簿価額を減額した場合は、時価との差額の範囲内で評価損の損金算入が認められる。

- ① 災害による著しい損傷
- ② 著しい陳腐化
 - ・ 売れ残った季節商品で、既往の実績等から今後通常の時価では明らかに販売できなくなったこと
 - ・ 型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたため、今後通常の方法によっては販売できなくなったこと
- ③ 上記に準ずる特別の事実
 - ・ 例えば、破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法によっては販売できなくなったこと

なお、その他の事実*9による評価損は認められない。

例えば、長期間販売されずに滞留している不良在庫は早期に見切販売や廃棄処分を行う、火事で燃えてしまった製品・水害で濡れてしまった商品、売れ残ったカレンダー、古いバージョンのパソコンで値引きしないと売れない場合等は評価損を計上する、といった対応が考えられる*10。

■ 株式の処分

法人の有する株式等の有価証券について、その種類ごとに次に掲げる事実が生じたことにより、時価が帳簿価額より低下し、損金経理により帳簿価額を減額した場合は、時価との差額の範囲内で評価損の損金算入が認められる。

- ① 取引所売買有価証券等
 - ・ 価額の著しい低下
- ② 上記以外の有価証券
 - ・ 発行人の資産状態が著しく悪化したことによる価額の著しい低下
 - ・ 上記に準ずる特別の事実

例えば、会社が保有する株式や社債等の有価証券のうち含み損が発生しているものは早期に売却する、価額が著しく低下しているゴルフ会員権（株式方式）は評価損を計上する、といった対応が考えられる*11。

■ 遊休資産の処分等

法人の有する土地・建物等の固定資産について、次に掲げる事実が生じたことにより、時価が帳簿価額より低下し、損金経理により帳簿価額を減額した場合は、時価との差額の範囲内で評価損の損金算入が認められる。

- ① 災害による著しい損傷
- ② 1年以上にわたる遊休状態
- ③ 本来の用途に使用できないため転用されたこと
- ④ 所在場所の状況の著しい変化
- ⑤ その他これらに準ずる特別の事実*12

なお、その他次のような事実に基づく低下による評価損は認められない。

- ・ 過度の使用又は修理の不十分等による著しい損耗
- ・ 償却を行っていないための償却不足額の発生
- ・ 取得時の事情等により取得価額が同種の資産の時価に比して高いこと
- ・ 機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していること

次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき、解撤、破砕、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からそ

*9 例えば、物価変動、過剰生産、建値の変更等による時価の低下など

*10 法基33②（資産の評価損の損金不算入等）、法令68①-（資産の評価損の計上ができる事実）、法基通9-1-4（棚卸資産の著しい陳腐化の例示）、9-1-5（棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示）、9-1-6（棚卸資産について評価損の計上できない場合）

*11 法基33②、法令68①-2、法基通9-1-7（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）、9-1-9（上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定）

*12 例えば、やむを得ない事情によりその取得の日から1年以上事業の用に供されていないため、その固定資産の時価が低下したと認められること

の処分見込額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。

- ① その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- ② 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

ソフトウェアにつき物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であっても、次に掲げるように当該ソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、当該ソフトウェアの帳簿価額*13を当該事実が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。

- ① 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、当該ソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合
- ② 複製して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内りん議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

例えば、会社が保有する土地、建物、機械等の固定資産のうち、価格下落で含み損が発生している不動産や稼働していない設備等は早期に売却・廃棄等を行う、火事で燃えてしまった建物、1年以上稼働していない機械などで要件を満たすものは評価損を計上する、販売を中止してしまった製品の専用設備や対象業務が廃止され利用しなくなったソフトウェアなどは除却損を計上する、といった対応が考えられる*14。

4 債権放棄等

回収の見込みがない債権*15については、当期中に貸倒損失処理をする。法令の規定による整理手続や関係者の協議決定によらない場合でも次に該当するときは貸倒損失として処理できる。

(1) 債権放棄

法人の有する金債債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金債債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

(2) 回収不能

法人の有する金債債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその金額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金債債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする*16。

(3) 一定期間取引停止後弁済がない

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権*17について法人が当該売掛金債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

- ① 債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合
 - ② 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき
- なお、①の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない*18。

● 退職給与の前倒し計上

将来支給の可能性が高い退職給与については一部を前倒しで支給する。実際の退職を伴わない場合でも、次に該当するとき等は退職給与として処理できる。

1 役員の方掌変更等

法人が役員の方掌変更等又は改選による再任等に際し、その役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その方掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる*19。

- ① 常勤役員が非常勤役員になったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 方掌変更等の後におけるその役員の給与が激減*20したこと

2 制度の移行等に伴う打切支給

法人が、中小企業退職金共済制度又は確定拠出金制度への移行、定年

*16 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

*17 売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。

*18 法基通9-6-1(4) (金債債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)、9-6-2 (回収不能の金債債権の貸倒れ)、9-6-3 (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

*19 本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。

*20 おおむね50%以上の減少

*13 処分見込額がある場合には、これを控除した残額

*14 法33②、法令68①三、法基通7-7-2 (有姿除却)、7-7-2の2 (ソフトウェアの除却)、9-1-16 (固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)、9-1-17 (固定資産について評価損の計上できない場合の例示)

*15 預託金方式となっているゴルフ会員権を含む。

*21 定年延長の場合にあつては、旧定年に到達した使用人をいう。

*22 この場合の打切支給には、法人が退職給与を打切支給したこととしてこれを未払金等に計上した場合は含まれない。

*23 法基通9-2-32（役員の方変変更等の場合の退職給与）、9-2-35（退職給与の打切支給）、9-2-36（使用人が役員となった場合の退職給与）。法基通9-2-35の（注）は、この取扱いを適用する場合について準用する。

*24 製造を含む。

*25 長期大規模工事の請負を除く。

*26 法法63（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）、法令124（延払基準の方法）、法基通2-4-1（賦払の方法）、2-4-2（延払基準の適用がある資産の譲渡）

*27 その着手の日の属する事業年度（以下「着手事業年度」という）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。

の延長等に伴い退職給与規程を制定又は改正し、使用人*21に対して退職給与を打切支給した場合において、その支給をしたことにつき相当の理由があり、かつ、その後は既往の在職年数を加味しないこととしているときは、その支給した退職給与の額は、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入する*22。

3 使用人が役員となった場合

法人の使用人がその法人の役員となった場合において、当該法人がその定める退職給与規程に基づく当該役員に対してその役員となった時に使用人であった期間に係る退職給与として計算される金額を支給したときは、その支給した金額は、退職給与としてその支給した日の属する事業年度の損金の額に算入する*23。

4 実現した収益の繰延べ

1 延払基準の採用

法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事*24の請負又は役務の提供*25（以下「資産の販売等」という）をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

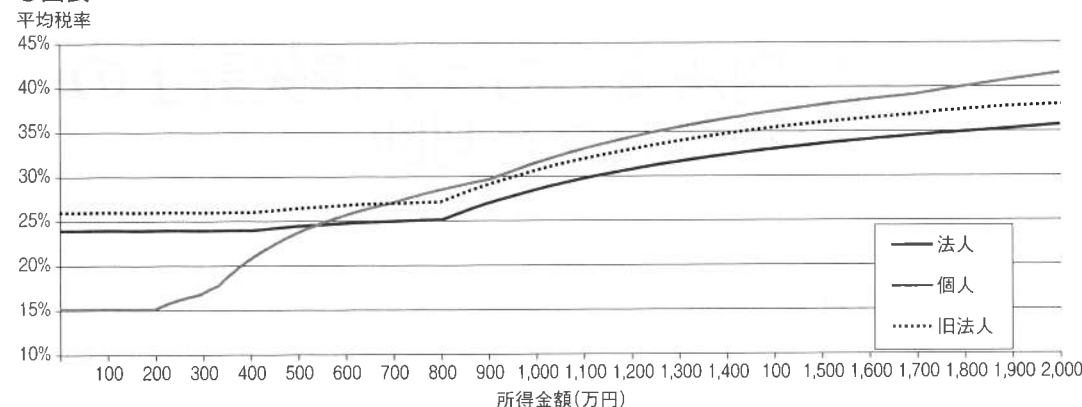
例えば、要件を満たす資産の譲渡等で、信頼のできる相手先と金額が多額な取引を行った場合は延払基準を採用する、といった対策が考えられる*26。

2 工事進行基準の取りやめ

法人が、工事*27の請負をした場合において、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度からその工事の目的物の引渡しの日属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理しなかった場合には、その経理しなかった決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

例えば、要件を満たす工事の請負やソフトウェアの開発に係る対価に

●図表-6



(注) ・東京都の場合で試算
 ・法人住民税は不均一課税適用法人で試算
 ・法人事業税は標準税率・軽減税率適用法人で試算
 ・地方法人特別税は外形標準課税法人以外の法人で試算
 ・所得税は復興特別所得税(2.1%)を加算して試算
 ・個人事業税は事業主控除290万円を控除して試算

については工事完成基準を選択する、といった対応が考えられる*28。

5 債務免除益等の先送り

役員借入金の債務免除といった内部取引は計上を先送りする、といった対応が考えられる。

*28 法法64（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）、法令129（工事の請負）

III 個人所得課税との比較によるメリットの活用方法

平成23年度改正及び復興特別法人税の創設による、法人及び個人の所得金額に対する税負担の違いの一例を図表-6に掲げた。図表では、所得金額がおおよそ550万円を超えるあたりから、法人の方が個人に比べて税負担が軽くなる結果となった。高所得の個人事業主は税負担軽減のメリットを活用するため、法人成りを検討するのも一つであろう。

なお、実際の納税額は、給与支給額や所得控除額によって異なるため、個々の状況に合わせた試算を行ったうえで、有利不利の判断をする必要がある。

〔ひらい・みつひろ〕